

デジタル社会と写真著作権の展望

著作権委員会

IT時代の写真著作権

近年、IT革命といわれるデジタル化への急激な変化は、社会生活の態様を一変させたといえる。

リアルタイムに世界情勢が報道される中、写真界においてもデジタル化への波は大変な勢いで浸透しており、ハードの分野においては、銀塩カメラ機の生産停止に踏み切ったメーカーも次々と現出しているのが実情である。

著作権委員会では、このような現状の中で、デジタル化に伴う写真著作権に関し、これまでのように紙媒体のみを対象に考えるだけでは済まされない現実を踏まえて、「デジタル社会と写真著作権の展望」といった研究会を企画、時代に対応する写真著作権の有り様について探求する事にした。

「デジタルにおける著作権保護」について、東京工芸大学写真学科助教授、日本写真学会副会長の内藤明氏に、「クライアントとの意思疎通の大切さやデジタル写真表現の実態とカメラ機材に対する著作権IDの組み込みの可能性」について、JPS会員の藤城一朗氏にお話いただき、以下に要約した。

今後の著作権法との関りや、法的見解については、弁護士、虎ノ門総合法律事務所所長、北村行夫氏にお話いただいた。

デジタルにおける著作権保護の展望

インターネットの発展で、印画紙、フィルム、CDなどの「もの」から写真が離れ、データだけがネット上を行き交っている。実体のない、オリジナルの意味も曖昧なデータ写真が多く流通することで、不正使用や著作権に対する認識も持ちにくい。それにデータ写真は加工が容易なため、写真の信憑性も低下してきている。これらを防ぐため「DRM(デジタル著作権管理)」というデジタルコンテンツ保護の考え方がある。著作権保護のために複製を制限する考え方で、電子透かし、暗号化、アクティベーションなど方法は様々だ。ネットでのコンテンツ配信のためには必要な技術であり、すでに映画や音楽配信で実用化が進んでいる。ただ利用者を追尾できるため個人情報保護の点で工夫がある。しかしいくら保護を掛けても破る方法はある、また正規の利用者が他に流す可能性もあるため、保護

技術を研究するとともに著作権に対するモラル啓発も忘れてはいけない。

仮にDRMが写真にも適用できれば、すでに数多くある優れた写真へ新しい市場を開くことになる。ただし、ネット事業は、アマチュア写真家を始め、色々な人たちが参加してくるため、新規参入者との競合は避けられないだろう。

クライアントとの意思疎通が大事

クライアントの中にはデジタル写真に対する誤解もある。フィルム代、現像代などの経費が掛からないため、単なる低コスト写真としてしか捉えていなかったり、元の写真がどうであれレタッチソフトで簡単に直せると思ったり、自分のところでレタッチするから早くよこせと、撮影したばかりの写真が入ったメディアを現場で提出させたりするなど、写真家軽視の風潮が見受けられるのも事実だ。

不本意な形でデータを提供し、仕上がりが悪いと、写真家が下手だとあっさり片づけられてしまう。こんな事態を避けるために、啓発の意味で、自分が写真のレタッチ作業を実際に見せながら、デジタル写真をきちんと仕上げるには手間が掛かることをクライアントに理解してもらうようにしている。

これにより理解は広まったと思うが、今でもG・デザイナーが勝手に電柱を消してしまうなど、きちんとレタッチして納品した写真が、知らない間に処理されるケースがある。

加工を前提として撮るかどうかで、撮り方も変わってくるし、写真を単なる素材としてしか見ていないなら見過ごせない問題だ。データだから勝手に加工できると思わないためにも、デジタルにおいても日ごろから写真家の著作権保護を唱えていくことが大事だ。そのために写真家は仕事の現場で役立つ著作権知識を学ぶ必要がある。ただし著作権が撮影料をつり上げる手段だとクライアントから疑われる場合もあるので注意したい。またデータ写真につきものの不正使用や流失の問題も重要だ。これらの問題をサポートする意味で、カメラメーカーには、簡単な操作で著作権情報のデータを埋め込む機能付きカメラを開発してもらえるとありがたい。

事前契約とデジタルデータの取り扱い

デジタル化によってインターネットを利用したWeb上での写真の販売や流通、ホームページの作品掲載も多くなり、おのずと写真著作権に関わる侵害やトラブルも以前とは異なった形の増加傾向にある。

デジタル時代に写真家が特に注意しなければならないことに、印刷終了後のデジタルデータの処分の問題がある。

印刷完了時点で写真原稿が返却されたとしても、デザイナー・出版社・スポンサー・印刷会社のもとにデジタルデータが残ることになる。

デジタルデータは加工が安易で、表現領域が広まった反面、流用や二次使用といった点で著作権管理体制がより複雑で難しくなったといえる。

写真著作権保護には、電子透かしや暗号化によるプロテクト対策もあるが、著作権侵害やトラブルを避けるために、写真の利用者、発注者との間で諸条件の取り決めの中に、デジタルデータの処分(返却か消去



第3回著作権セミナー「デジタル社会と著作権の展望」
平成17年2月21日 於JCI会議室(撮影・中野茂樹)

処分)について明記した事前契約が必要であろう。

インターネットやデジタル化による技術の発展は、公衆送信による伝達や流通の領域を飛躍的に広めたが、完全なデジタルデータの消去法やWeb上のプロテクト技術の研究開発が緊急の問題である。

デジタル時代における写真の著作権

北村行夫

写真という表現における創作性は、被写体の選択、シャッターチャンスの選択、絞りないしシャッタースピードによる露光の決定等々の要素にかかっていると、古くから判例は指摘している。このような要素から著作物が成立することは、デジタル時代か否かに関わりない。

デジタル時代になって生じた大きな変化は、撮影された後の処理についてであろう。撮影結果について、デジタルデータはさまざまな加工が可能となる。デジタル時代以前にも、焼き付けに際しての加工が行われており、それは最終的な表現にとって重要であった。しかし、視覚的な表現物として公衆の前に提供するために、デジタル技術を用いて撮影結果に手を加える容易性、多様性は、デジタル以前と以後とは比較にならないくらいの差がある。とすれば、それは著作権にいかなる影響を与えるのか。

大きな変化は、写真著作物の創作過程の時間的な幅が、撮影準備時からシャッターを押すときまでではなく、撮影結果からプリント時の間にまで広がったことと、その際の処理の幅が大きく広がったということではあるまいか。極論すると、被写体や撮影結果は、写真家の描くイメージを実現する素材に過ぎず、これまでのように被写体による強い拘束の下での創作よりも創作の余地を広げたといえる。この世に存在しないものを、写真によって表現するということである。

このこととともに、デジタルだけが、写真を巡る

技術環境の変化ではないことを見落とすべきではない。インターネットの発展や最近の技術の発展は、デジタル技術上の発展か否かに関わりなく、見落とせないのは、視覚的な著作物の活躍場を飛躍的に拡大させる技術だという点である。言語、音声、静止画、動画等の情報の種類に関わりなく、それらを自由に、どこまでも送る技術が発達すればするほど、視覚的な情報の比重が高まる。そして世の中には、速報性に価値のある情報もあれば、じっくりと観賞することに価値を見出せる情報もある。同じ静止画像とは言え、写真著作物は、絵画と異なり両者にまたがる。こうして、テキストに次いで写真の価値が高まる。

実際、著作権法は改正され、まず上映権の適用範囲をこれまでの映画だけから、著作物全般に広げた。もとより、性質上この法改正の恩恵をこうむることの出来ない著作物もあるが、視覚的著作物の最たるものとしての写真は、著作権法にしたがって街角の大型スクリーンやその他の方法で利用されることとなった。

インターネットは、周知のように、送信可能化権という新たな権利を著作権者に与えた。それは、伝達的手段を大きく変化させ、言い換えれば、著作物の流通を変化させたのではあるが、それは同時に受け手の利用態様の変化をもたらす。それは、音楽の世界を一変させた。写真の世界では、今のところ必ずしもそうではない。それが、なぜなのかは、大いに考えるべき課題であろう。

(弁護士・虎ノ門総合法律事務所長)